

答 申

第1 審査会の結論

長崎県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が平成24年11月12日付けで審査請求人に対して行った部分開示決定により不開示とした部分のうち、別表1の「開示すべき部分」欄に記載した部分は開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成24年10月29日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により、実施機関に対し「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験実施にあたり、申請者個人の評価にかかわったすべての文書」

- (1) 一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例
- (2) 採点・評価済みの答案・検査用紙(一次試験及び二次試験)
- (3) 課題面接と一般面接の評価シート(面接官ごとに計6名分)
- (4) (3)の評価を何らかの形で集計したものを総合判定者が参照している場合は、参照された課題・一般面接のそれぞれの(あるいは「面接」全体の)集計評価書
- (5) 面接時に面接官の手元にあった複写された面接カード6名分
- (6) 申告した経歴・職歴・免許取得状況・成績表等に対する評価書
- (7) 総合判定の評価シート。合議によって判定した場合は議事録や判定者のメモも含む。

について、個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関は、平成24年11月12日付けで、本件開示請求に対応する個人情報が記録された公文書を特定したうえで、次の処分を行い、審査請求人に通知した。

特定した公文書

- (1) 一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例
 - 「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙 25教職教養例-1」
 - 「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙 25高物例-1~3」
- (2) 採点・評価済みの答案・検査用紙(一次試験及び二次試験)
 - 「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙 25教職教養解-1」
 - 「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙 25高物解-1~3」
 - 「論文解答用紙(採点済み)2点」
 - 「平成25年度教員採用選考試験 第2次試験 小論文 採点票 2名分」

- 「クレペリン検査用紙及び判定結果報告表」
- 「5 因子回答用紙及び被験者の記録」
- (3) 課題面接と一般面接の評価シート(面接官ごと6名分)
 - 「平成25年度公立学校教員採用選考試験 面接評価票 面接官6名分」
- (4)(3)の評価を何らかの形で集計したものを総合判定者が参照している場合は、参照された課題・一般面接のそれぞれの(あるいは「面接」全体の)集計評価書
 - 「保有していない。」
- (5) 面接時に面接官の手元にあった複写された面接カード6名分
 - 「棄却したため保有していない。」
- (6) 申告した経歴・職歴・免許取得状況・成績表等に対する評価書
 - 「保有していない。」
- (7) 総合判定の評価シート。合議によって判定した場合は議事録や判定者のメモ等も含む
 - 「第2次試験 第1次試験 一覧表」

処分の概要

- (1) については、開示。
 - (2)(3)(7)については、長崎県個人情報保護条例第14条第3号に該当するため不開示。
 - (4)(5)(6)については、公文書不存在のため不開示。
- 3 審査請求人は、平成25年1月31日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、本件処分を不服として、長崎県教育委員会委員長に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「審査請求に係る処分を取り消し、長崎県教育委員会が存在すると認められた文書全部の開示」の決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求した文書の不開示の理由として、長崎県教育委員会はこれらの文書が長崎県個人情報保護条例第14条第3号に掲げられた文書、すなわち「個人の評価、指導、診断、選考、試験等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の

評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」にあたるということを挙げている。しかしながら、開示請求した文書が「開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障をきたすおそれがある」という主張は、詳細な調査と分析を行わずに合理的に根拠づけられるものではない。したがって、不開示処分によって申立人が被る不利益は不当なものであり、長崎県教育委員会が存在すると認めた文書全部の開示を求めるものである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると概ね次のとおりである。

条例第14条第3号の該当性について

本件開示請求に係る個人情報のうち、「採点・評価済みの答案用紙」、「面接の評価シート」及び「総合判定の評価シート」には、個人の評価等が記載されており、これらの情報を開示することによって、評価等の過程やそれらの基準が知られることにより、その適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

「採点・評価済みの答案用紙」には部分点等の評価基準が記載されている。「面接の評価シート」と「総合判定の評価シート」には、面接官一人当たりの持ち点等の評価基準が記載されている。特に、「面接評価シート」には所見欄もあり、面接官の率直な感想や評価を記入するようにしているが、開示することになれば、この欄への記入が抑制されて記載が形骸化し、選考資料としての客観性、公正さが確保できなくなるおそれや、所見を見た受験生が次年度以降の面接において自分を取り繕うことになり、人物重視の公正な面接ができなくなるおそれが生じ、教員採用選考試験の実施に支障をきたすことになる。

したがって、本件開示請求に係る個人情報のうち一部については、条例第14条第3号に該当するものとして不開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政の適正な運営に資することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあっては、本人の個人情報について開示を原則とする理念のもと解釈、運用されなければならない。

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう

2 本件審査請求について

前記「第3 審査請求人の主張の要旨」から、本件審査請求の対象は、前記「第2 審査請求に至る経過 2の特定した公文書」のうち、実施機関が条例第7条第3号を根拠として不開示とした次の公文書についてであると認められる。

(2) 採点・評価済みの答案・検査用紙（一次試験及び二次試験）

「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙 25 教職教養解 - 1」

「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙 25 高物解 - 1～3」

「論文解答用紙（採点済み）2点」

「平成25年度教員採用選考試験 第2次試験 小論文 採点票 2名分」

「クレペリン検査用紙及び判定結果報告表」

「5因子回答用紙及び被験者の記録」

(3) 課題面接と一般面接の評価シート（面接官ごと6名分）

「平成25年度公立学校教員採用選考試験 面接評価票 面接官6名分」

(7) 総合判定の評価シート。合議によって判定した場合は議事録や判定者のメモ等も含む

「第2次試験 第1次試験 一覧表」

3 部分開示決定の理由について

本件審査請求の対象となった前記「2 本件審査請求について」の(2)(3)及び(7)について、当審査会が見分したところ、審査請求人である開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報も含まれていることから、実施機関が部分開示決定の理由としている条例第14条第3号の規定に加え、条例第14条第1号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第14条第1号について

条例第14条第1号本文は、開示請求にかかる保有個人情報に、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「開示請求者以外の者の個人情報」という。）が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予想されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行に係る部分

については、開示請求者以外の者の個人情報であっても、開示するものと規定している。

(2) 条例第14条第3号について

条例第14条第3号は、「個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」と規定している。これは、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報については開示しないことを定めたものである。

4 部分開示決定の妥当性について

(1) 本件審査請求の対象文書「(2) 採点・評価済みの答案・検査用紙(一次試験及び二次試験)」について

ア 「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙 25 教職教養解-1」及び「平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙 25 高物解-1~3」について

これらは、解答用紙に審査請求人が記載した解答を採点したもので、実施機関は、与えられた選択肢から選択する方式であれば開示しても問題ないが、記述式で資質を問うような要素を含む問題については、採点箇所を開示することにより評価基準の細部が公になり、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張する。

については、校種の別、教科の別、受験番号、氏名並びに解答、当該解答が正答であるか否かを判定した記号及び各設問における得点が記載されており、個人の評価等に関する情報が含まれているものの、解答例及び各設問の配点が公表されていることから、これらの情報を開示したとしても当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、条例第14条第3号には該当しない。

また、については、と同様であるが、このうち部分点を配した解答、当該得点及び当該得点の小計並びに合計得点については、評価基準の細部を窺わせる情報であり、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第14条第3号に該当する。

イ 「論文解答用紙(採点済み)2点」について

については、審査請求人が記入した論題、受験番号、氏名、論文及び採点者のメモ並びに当該採点者が着目した箇所を示す傍線等が記載されている。

このうち、当該採点者のメモや着目した箇所を示す傍線等は、評価基準の

細部を窺わせる情報であり、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

また、これらの情報のうち、開示できない部分だけを墨消しとした場合においても、なお当該墨消しにより採点者が着目した箇所が示されることになり、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を開示することと同じこととなる。したがって、当該公文書の全体が個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当する。

ウ 「平成 25 年度教員採用選考試験 第 2 次試験 小論文 採点票 2 名分」について

については、校種の別、教科の別、採点者の氏名、評価基準等及び受験者ごとの評価結果が記載されている。

このうち、採点者の氏名については条例第 14 条第 1 号本文に該当し、同条同号ただし書には該当しない。

また、所定の欄に記載された評価基準等及び受験者ごとの評価結果等については、個人の評価等に関する情報であり、これらに加えて、当該評価結果に至る判断材料となった採点者の感想等が余白にメモとして記載されている場合も考えられる。従って、当該公文書の全体が個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当する。

エ 「クレペリン検査用紙及び判定結果報告表」について

のうち、検査用紙については、審査請求人が作成した解答及び当該解答によって出現した曲線型等が記載されている。

これらは、当該個人の評価等に関する情報が含まれるものの、情報そのものによって教員採用選考試験の評価基準の細部を窺わせるものではない。え、クレペリン検査は社会的認知度が高く、市販されている関連書籍により適性の診断内容なども公になっていることから、これらの情報を開示したとしても当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、条例第 14 条第 3 号には該当しない。

次に、判定結果報告表については、審査請求人が記入した検査用紙に対する判定、すなわち曲線類型並びに判定項目、さらに判定の意味及び各受験者の校種、教科、受験番号、氏名並びに判定結果が記載されている。

このうち、審査請求人以外の各受験者にかかる校種、教科、受験番号、氏

名及び判定結果については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第 14 条第 1 号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

オ 「5 因子回答用紙及び被験者の記録」について

のうち、5 因子回答用紙については、ファイル番号、審査請求人の年齢、性別及び氏名並びに検査の設問に沿って審査請求人がマークシートにマークした結果が出されており、これらの情報は条例第 14 条各号のいずれにも該当しない。

次に、被験者の記録については、システム開発者の氏名、臨床的貢献者の氏名、審査請求人の受験番号、氏名、性別並びに年齢及び審査請求人が作成した 5 因子回答用紙に基づく分析結果が記載されている。

このうち、システム開発者の氏名及び臨床的貢献者の氏名については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第 14 条第 1 号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

また、審査請求人が作成した 5 因子回答用紙に基づく分析結果については、主要 5 因子性格検査システムによる審査請求人の性格に関する分析結果であり、当該個人の評価等に関する情報であるものの、当該情報そのものによって教員採用選考試験の評価基準の細部を窺わせるものではないため、これらの情報を開示したとしても当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、条例第 14 条第 3 号には該当しない。

なお、審査請求人の受験番号、氏名、性別及び年齢については、条例第 14 条各号のいずれにも該当しない。

(2) 本件審査請求の対象文書「(3) 課題面接と一般面接の評価シート(面接官ごと 6 名分)」について

面接評価は、民間を含む合計 6 名の面接委員が 2 班に分かれて当たっており、面接委員ごとに作成された面接評価票については、面接委員名、評価基準及び受験者ごとの校種、教科等、受験番号、評価、所見並びに総合評価等が記載されている。

このうち、面接委員名については条例第 14 条第 1 号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

次に、評価、所見及び総合評価等については、各委員の率直な感想等に基づいて所定の記載欄に記載されており、これらに加えて、当該評価等に至る判断材料となった感想等がメモとして記載されている場合も考えられる。これらの情報が開示されることとなった場合、面接委員は開示されることを前提にして当たり障りのない記載をするようになることが想定される。その結果、記載内容が形骸化し、選考資料としての客観性及び公正性が損なわれる

おそれがある。

従って、当該公文書の全体が個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当する。

- (3) 本件審査請求の対象文書「(7) 総合判定の評価シート。合議によって判定した場合は議事録や判定者のメモ等も含む」について

総合判定評価シートには、各校種及び教科ごとに、各受験者の受験番号、年齢、性別及び第 1 次試験並びに第 2 次試験における評価結果等が記載されている。

審査請求人の評価のみを開示することは問題がないように思われるものの、一覧表になっているため、他の受験者の個人情報から推測できるおそれがある。すなわち、これらの情報は、各校種及び教科に区分したうえ、当該選考試験における最終的な評価において上位の者から順位を付して列記されている。区分ごとに集計すると一区分はきわめて少人数となり、他の受験者の競争的位置がわかることから、当該公文書の全体が個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当する。

- 4 以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

対象公文書のうち、実施機関が 開示しなかったもの	開示すべき部分
(2) 平成 25 年度長崎県公立学校教員 採用選考試験解答用紙 25 教職教養 解 - 1	全て
(2) 平成 25 年度長崎県公立学校教員 採用選考試験解答用紙 25 高物解 - 1 ~ 3	部分点を配した解答、当該解答の得 点及び当該得点の小計並びに合格得 点を除く部分。
(2) 論文解答用紙（採点済み）2 点	
(2) 平成 25 年度教員採用選考試験 第 2 次試験 小論文 採点票 2 名分	
(2) クレペリン検査用紙・判定結果 報告表	本人以外の各受験者にかかる校種、 教科、受験番号、氏名及び判定結果を 除く部分。
(2) 5 因子回答用紙・被験者の記録	システム開発者の氏名及び臨床的 貢献者の氏名を除く部分。
(3) 「平成 25 年度公立学校教員採用選考試 験 面接評価票 面接官 6 名分」	
(7) 「第 2 次試験 第 1 次試験 一覧表」	

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 25 年 3 月 4 日	・実施機関から諮問書を受理
平成 25 年 3 月 19 日	・実施機関から理由説明書を受理
平成 25 年 5 月 27 日	・審査会（審査）
平成 25 年 7 月 9 日	・審査会（審査）
平成 25 年 9 月 3 日	・審査会（審査）
平成 25 年 10 月 24 日	・答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
大 内 和 直	長崎大学経済学部教授	会長職務代理者
井 田 洋 子	長崎大学経済学部教授	
中 村 尚 志	弁護士	
長 尾 久美子	長崎女子短期大学教授	